

# フリースクール等を利用している児童生徒の 保護者等への補助金制度をご利用ください



保護者等の経済的負担の軽減と不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、教育ニーズに応じた最適で連続性のある、多様な学びの場の利用を支援することを目的に「松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金」制度を開始します。

## 補助金額

児童生徒（小学生・中学生）  
1人につき上限

1.5 万円/月

児童生徒1人当たり1か月分の施設利用料の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、15,000円を上限とします。

## 対象者

次のすべてに当てはまる方を対象とします。

- (1) 松本市内在住の児童生徒の保護者
- (2) 在籍する学校に登校が困難な児童生徒の保護者
- (3) 市税の滞納がない保護者
- (4) フリースクール等（長野県が定める信州型フリースクール認証制度実施要綱の規定により、認証を受けている施設又は団体）に通っている児童生徒の保護者



## 申込方法・問い合わせ

松本市ホームページに掲載の申請書をダウンロードし、お申込みください。

松本市教育委員会 学校教育課 電話：0263-33-9846（直通）



## 申請のながれ

### 1 申請書の提出 ※申請書は毎年度申請が必要です。

#### 【締切日】

- ◎ 4～7月から利用している方（継続して利用の方）： 7/24必着
  - ◎ 8月以降から利用している方： 開始からおおむね30日以内
- ※年度末締切： 3/19必着

#### 【提出物】

- ① 松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付申請書
  - ② フリースクール等の利用料の額が確認できる書類
  - ③ 市税に滞納がない証明書
- ※市税に関する公簿等の閲覧又は調査に同意の上、交付申請書2ページ目の同意事項欄に署名された場合は、提出不要です。

### 2 認定

松本市から【交付決定通知書】が届きます。

### 3 実績報告書等の提出

第1期分、第2期分、計2回の提出が必要です。

#### 【提出期間】

- （第1期分） 4月1日～9月30日の報告・・・10月16日必着
- （第2期分） 10月1日～3月31日の報告・・・ 3月31日必着

#### 【提出物】

- ① 松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金実績報告書
- ② 松本市フリースクール等利用状況報告書
- ③ 領収書その他補助対象者が支払ったフリースクール等の利用料の額が分かる書類

### 4 補助金額の確定、払い込み

利用状況報告書等の内容を精査し、確定した額が指定された口座に振り込まれます。